

## 議事 1 「秋田県の精度管理評価指導基準及び改善指導について」 に係る事務局案について

### 1 概要

がん検診の事業評価として、死亡率のほか、「技術・体制的指標（事業評価のためのチェックリスト）」と「プロセス指標（がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率）」に基づく評価を行うことが不可欠とされている。

平成 28 年度の部会において、「国立がん研究センターが示す精度管理評価の手順」を参考に、評価のフィードバックのための指導基準を設け、市町村及び関係検診機関に対し文書による改善・指導を行うこととした。

本部会では、平成 29 年度の指導基準について、審議いただきたい。

### 2 事務局案

(市町村における指導基準)

- ・チェックリストの遵守状況について、文書による指導を行う基準は【C 以下】とする。
- ・精検受診率について、【70%未満】を指導対象とする。

(検診機関における指導基準)

- ・チェックリストの遵守状況について、文書による指導を行う基準は【B 以下】とする。
- ・精検受診率について、【70%未満】を指導対象とする。

### 3 関係資料

- ・平成 29 年度秋田県の精度管理評価指導基準及び改善指導について（資料 2）
- ・平成 28 年度肺がん検診精度管理調査結果（資料 2-1）
- ・平成 29 年度秋田県の肺がん検診精度管理評価（案）（資料 2-2）